

令和2年10月1日より

事業所から出るごみ（一般廃棄物）の

福岡市の分別ルールが変わります。

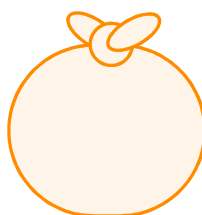
オフィス古紙（リサイクルできる紙）の分別が義務化されます。

事業所から出るごみは燃えるごみ、燃えないごみと、「古紙」の3分別に変わります。

現行（2分別）



燃えるごみ



燃えないごみ



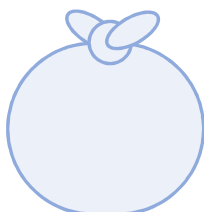
変更後（3分別）



燃えるごみ



市のごみ処理施設へ

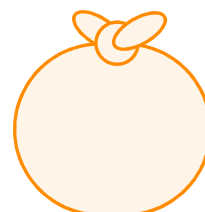


古紙

リサイクルできる紙



福岡市
リサイクルベースへ



燃えないごみ



市のごみ処理施設へ

・機密書類も分別義務化の対象です。

ご注意 ・古紙（リサイクルできる紙）は、分別義務化に伴い市のごみ処理施設では受け入れができません。

・福岡ダストサービスでは古紙を「福岡市リサイクルベース」に搬入いたします。

お問い合わせはこちらまで



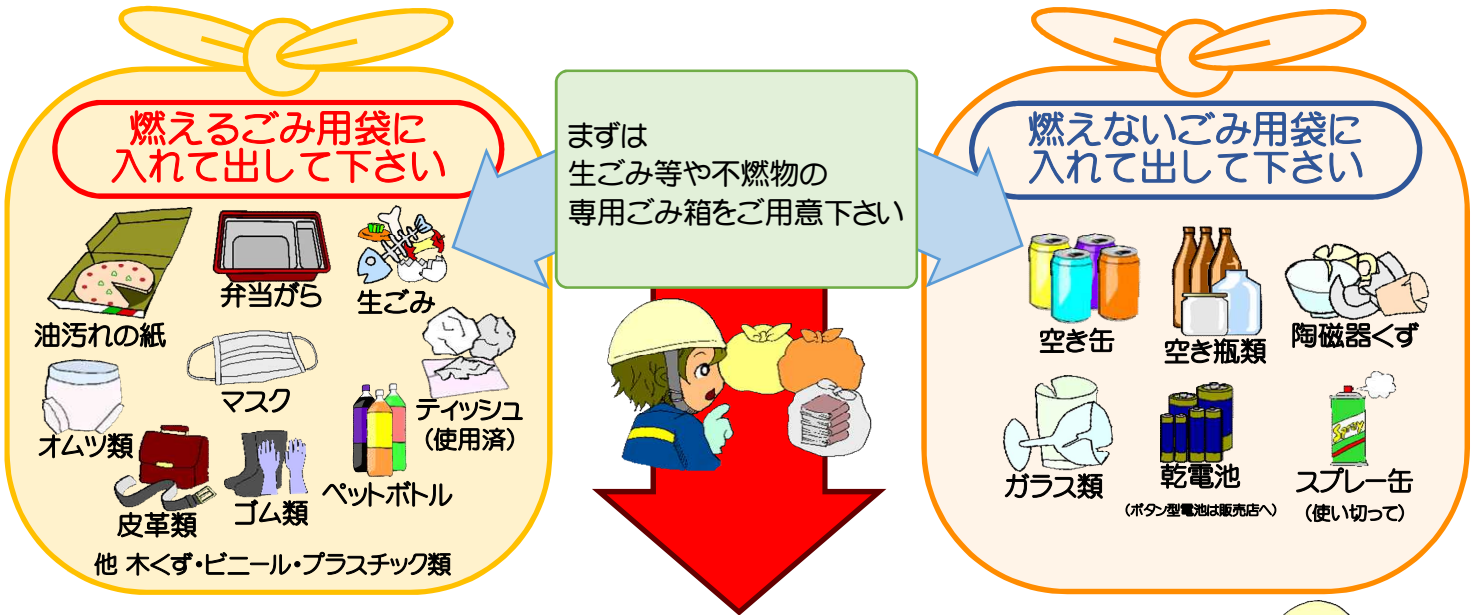
有限会社 福岡ダストサービス

〒812-0863 福岡県福岡市博多区金の隈3丁目1-19

TEL(092)503-9371 FAX(092)503-9372

WEBSITE <http://www.dustservice.co.jp/>

今からオフィス古紙の分別義務化に向けた準備を始めてみませんか？



それ以外の物はおおむねオフィス古紙です
 (多少の不適合物は「[福岡市リサイクルベース](#)」で分別できますので細かな分別は不要です)



リサイクルできるオフィス古紙は紙製品であれば原則OK！！
種類別にしないで同じ袋で出す事が出来ます

- 段ボール
- 新聞紙
- 雑誌・書籍類
- カタログパンフレット
- コピー紙
- シュレッダー紙 (ホチキスで綴じてあってもOK)
- 商品包装紙
- ダイレクトメール (フィルムはそのままでOK)
- 大きな紙管 (布や紙が巻かれていたもの)
- メモ用紙
- 卵や果物が入っている紙のケース
- 梱包紙
- 空き箱
- ラップやトイレットペーパーの芯
- 紙製ファイル
- プラスチック製ファイル (書類を綴じたままでOK)
- 名刺
- 値札
- 紙パック
- 箱を開けるときに引張るテープ

※血液や体液、生ごみが付着した紙が袋に入るとその袋全体がリサイクルできなくなります